

条例施行規則：別表第2〔禁止地域内の基準（景観保全型広告整備地区を除く。）〕

広告物の種類	区分 基準	(1) 条例第4条第6号及び第7号に規定する区域（同条第11号に規定する区間、同条第12号に規定する区域及び用途地域を除く。）	(2) 条例第4条第11号に規定する区間（同条第6号及び第7号に規定する区域（用途地域を除く。））及び同条第12号に規定する区域（同条第6号及び第7号に規定する区域（用途地域を除く。））に限る。）	(3) 用途地域（条例第4条第6号及び第7号に規定する区域に限る。）
		国立公園内の道路沿線、用途地域を除く	国立公園内の道路沿線	国立公園内の用途地域
野立広告板（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するものに限る）	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下かつ道路からの後退距離以下	地上から上端まで5m以下
	表示面積	1面につき0.5㎡以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき3㎡以内で、1件につき表裏各1面以内	1面につき5㎡以内で、1件につき表裏各1面以内
	道路からの後退距離	1m以上	1m以上かつ広告物の高さ以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出さないこと。
	広告物相互間の距離	30m以上	30m以上	
	色彩	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。
	基数及び共架数	1基につき縦に5件まで共架することができる。	1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、6㎡以内とする。	1 前面道路につき1基 2 1基につき縦に5件まで共架することができる。ただし、それらの表示面積の合計は、10㎡以内とする。
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの
敷地内広告板	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで5m以下	地上から上端まで5m以下
	表示面積	1面につき3㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき5㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき5㎡以内かつ表裏各1面以内
	道路からの後退距離	1m以上	1m以上	後退距離はない。ただし、道路へ突き出す場合は、出幅にあつては道路境界から1m以内、地上から下端までの高さにあつては車道上4.5m以上、歩道上2.5m以上とする。
	色彩	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。
	基数	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき2基又は前面道路につき1基
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの
屋上広告板（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するものを除く）	高さ	表示又は設置することはできない。	表示又は設置することはできない。	表示又は設置することはできない。
	表示面積			
	位置			
	色彩			
	基数			
	特殊装置			

広告物の種類		区分 基準	(1) 国立公園内の道路沿線、 用途地域を除く	(2) 国立公園内の道路沿線	(3) 国立公園内の用途地域
広告 板	屋上広告板（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するものに限る）	高さ	1 m以下	1 m以下	3 m以下又は建築物の高さの1/3以下で最高6 m
		表示面積	1面につき3 m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき3 m ² 以内かつ表裏各1面以内	1面につき5 m ² 以内かつ表裏各1面以内
		位置	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。
		色彩	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。
		基数	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告塔と併せて表示することはできない。	1建築壁面につき1基。ただし、屋上塔と併せて表示することはできない。
		特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの
壁面広告物		高さ	広告物にあつては2階窓下以下かつ6 m以下。ワポ イトマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては2階窓下以下かつ6 m以下。ワポ イトマークにあつては高さの制限はない。	広告物にあつては3階窓下以下かつ9 m以下。ワポ イトマークにあつては高さの制限はない。
		表示面積	1 広告物（ワポ イトマークを除く。）にあつては、建築物につき3 m ² 以内。ただし、ワポ イトマークを表示する場合にあつては、建築物につき2 m ² 以内とする。 2 ワポ イトマークにあつては、建築物につき1 m ² 以内	1 広告物（ワポ イトマークを除く。）にあつては、建築物につき3 m ² 以内 2 ワポ イトマークにあつては、建築物につき1 m ² 以内	1 広告物（ワポ イトマークを除く。）にあつては、建築物につき有効壁面当たり5 m ² 以内。ただし、1建築壁面につき5 m ² 以内とする。 2 ワポ イトマークにあつては、建築物につき3 m ² 以内 3 1及び2の合計は、10 m ² 以内
		色彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの
		位置	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。	開口部への掲出及び建築物からはみ出すことはできない。
		基数	1 広告物（ワポ イトマークを除く。）にあつては、1建築壁面につき1基 2 ワポ イトマークにあつては、1建築壁面につき1基	1 広告物（ワポ イトマークを除く。）にあつては1建築壁面につき1基 2 ワポ イトマークにあつては1建築壁面につき1基	1 広告物（ワポ イトマークを除く。）にあつては、1建築壁面につき1基 2 ワポ イトマークにあつては、1建築壁面につき1基
		特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの

広告物の種類	区分 基準	(1) 国立公園内の道路沿線、 用途地域を除く	(2) 国立公園内の道路沿線	(3) 国立公園内の用途地域
		高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下かつ 道路からの後退距離以下
表示面積	1面につき2.5㎡以内かつ合 計10㎡以内	1面につき2.5㎡以内かつ合 計10㎡以内	1面につき2.5㎡以内かつ合 計10㎡以内	
道路からの 後退距離	1m以上	1m以上かつ広告物の高さ以上	後退距離はない。ただし、道路へ 突き出さないこと。	
広告物相互 間の距離	30m以上	30m以上		
色 彩	地色、裏面及び支柱にあつては こげ茶色、文字にあつては白色 又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつては こげ茶色、文字にあつては白色 又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつては こげ茶色、文字にあつては白色 又は黒色とする。	
基 数			前面道路につき1基	
特殊装置	光源が白色系であり、光源の点 滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点 滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点 滅を伴わないもの	
敷地内 広告塔	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで5m以下	地上から上端まで5m以下
	表示面積	1面につき2.5㎡以内かつ合 計10㎡以内	1面につき2.5㎡以内かつ合 計10㎡以内	1面につき2.5㎡以内かつ合 計10㎡以内
	形状・幅	1面の幅は1m以内かつ最大投 影幅は1.5m以内	1面の幅は1m以内かつ最大投 影幅は1.5m以内	1面の幅は1m以内かつ最大投 影幅は1.5m以内
	道路からの 後退距離	敷地境界から1m以上	敷地境界から1m以上	後退距離はない。ただし、道路へ 突き出さないこと。
	基 数	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基
	色 彩	地色、裏面及び支柱にあつては こげ茶色、文字にあつては白色 又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつては こげ茶色、文字にあつては白色 又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつては こげ茶色、文字にあつては白色 又は黒色とする。
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点 滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点 滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点 滅を伴わないもの

広告物の種類		区分 基準	(1) 国立公園内の道路沿線、 用途地域を除く	(2) 国立公園内の道路沿線	(3) 国立公園内の用途地域
広告塔	屋上広告塔（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するものを除く）	高さ	表示又は設置することはできない。	表示又は設置することはできない。	表示又は設置することはできない。
		表示面積			
		形状・幅			
		位置			
		基数			
		色彩			
		特殊装置			
屋上広告塔（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するものに限る）	高さ	1 m以下	1 m以下	3 m以下又は建築物の高さの1/3以下で最高6 m	
	表示面積	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内	1面につき2.5㎡以内かつ合計10㎡以内	
	形状・幅	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は4m以内	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は4m以内	1面の幅は3m以内かつ最大投影幅は4m以内	
	位置	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	建築物からはみ出さないこと。	
	基数	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	建築物につき1基。ただし、屋上広告板と併せて表示することはできない。	
	色彩	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	地色、裏面及び支柱にあつてはこげ茶色、文字にあつては白色又は黒色とする。	
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	
壁面突出 広告物	高さ	地上から上端まで6m以下かつ軒高以下	地上から上端まで6m以下かつ軒高以下	1 地上から上端まで1.2m以下かつ軒高以下 2 道路へ突き出す場合は、地上から下端まで車道にあつては4.5m以上、歩道にあつては2.5m以上	
	表示面積	1面につき1.5㎡以内かつ合計3㎡以内	1面につき3㎡以内かつ合計6㎡以内	1面につき5㎡以内かつ合計10㎡以内	
	出幅	建築壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1m以内。ただし、道路へ突き出すことはできない。	建築壁面から1.5m以内かつ敷地境界から1m以内	
	色彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	
	基数	有効壁面につき1基	有効壁面につき1基	有効壁面につき1基。ただし、表示面積の合計が10㎡以内であり、かつ、有効壁面につき縦に1列又は2列に表示し、又は設置する場合にあつては基数の制限はない。	
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	
置看板	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下	
	表示面積	1面につき1.5㎡以内かつ合計で6㎡以内	1面につき1.5㎡以内かつ合計で6㎡以内	1面につき1.5㎡以内かつ合計で6㎡以内	
	位置	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。	道路へ突き出さないこと。	
	色彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	
	基数	敷地につき2基	敷地につき2基	前面道路につき2基	
	特殊装置	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	光源が白色系であり、光源の点滅を伴わないもの	

広告物の種類	区分 基準	(1) 国立公園内の道路沿線、 用途地域を除く	(2) 国立公園内の道路沿線	(3) 国立公園内の用途地域
		のぼり旗（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するものを除く）	高さ	地上から上端まで3m以下
	表示面積	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面
	表示期間	1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注	1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注1	1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注
	色彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの
	位置、間隔及び基数	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地につき2本	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地につき2本	1 道路へ突き出さないこと。 2 敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上
のぼり旗（条例第9条第1項第2号の国若しくは地方公共団体又は第9条第2項第2号の公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置するものに限る）	高さ	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下	地上から上端まで3m以下
	表示面積	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内	1面につき1.5㎡以内かつ表裏各1面以内
	表示期間	1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注	1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注	1月以内(自己の営業所等に表示し、又は設置するものを除く。) ※注
	色彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの
	位置、間隔及び基数	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上	敷地又は建築物の出入口に設置する1対(2本)のものを除き、相互間の距離6m以上
立看板	表示面積	1㎡未満	1㎡未満	1㎡未満
	表示期間	1月以内	1月以内	1月以内
	色彩	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの	発光塗料を使用しないもの
	設置方法	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。	建築物又は堅固な工作物(十分な根入を持つ杭等を含む。)に確実に取り付けることにより風力等によって移動又は破損しないよう設置すること。

※注：のぼり旗については、自己の営業所等に設置するものは、3月以内